

わたしは 厚生労働大臣 免許保有証 を着用しています

医師以外の方で あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うためには、**国家資格**が必要であることをご存じですか？

みほん 厚生労働大臣免許保有証

氏名：東洋 七夕
生年月日：平成10年7月7日
免許登録番号

あん摩マッサージ指圧師	厚労第123456号
はり師	厚労第456789号
きゅう師	-----

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。

有効期限：令和13年3月31日

厚生労働大臣指定試験登録機関
公益財団法人
東洋療法研修試験財団



国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省の指定登録機関である(公財)東洋療法研修試験財団が「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。

○あはき師免許証は賞状型(紙製)です。
カード型の厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので必ず保有しなければならないものではありません。



厚生労働大臣指定試験登録機関
公益財団法人
東洋療法研修試験財団